

# ふくし 丸ごと KONOHA NA プラン

(第2期此花区地域福祉計画)

令和8年3月

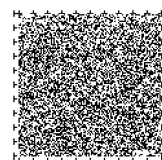
此 花 区

右のマークは、音声コード

「Uni-Voice」です。

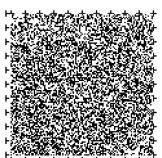
専用アプリなどで読み取ると、

内容を音声で聞くことができます。



## 計画の名称について

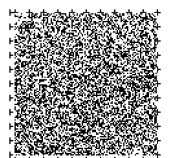
区民の皆さんに、地域福祉計画をより親しみをもって知っていただくとともに、「ウェルビーイングな街 KONOohana」の実現をめざす此花区の、地域福祉（地域における社会福祉）を推進するための中心的な計画であることが分かるよう、「ふくし丸ごと KONOohana プラン」と名付けました。

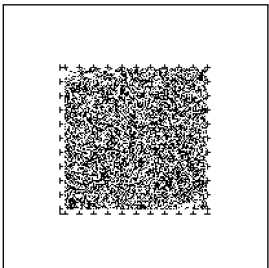


# 目 次

※この計画は、もっとも重要な要素である「計画の基本的な考え方」や「施策の展開」から記載しています。

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的な考え方.....                               | 1  |
| 1 基本理念 .....                                      | 1  |
| 2 基本目標 .....                                      | 2  |
| 第2章 施策の展開.....                                    | 3  |
| 施策目標1 気に向け、支え合う地域づくり .....                        | 3  |
| 施策目標2 必要な人に必要な施策が届く相談支援の体制づくり .....               | 10 |
| 施策目標3 未来を支える「生きる力」をはぐくむ体制づくり      （子育て教育分野） ..... | 15 |
| 第3章 地域福祉計画について.....                               | 17 |
| 1 計画の策定の趣旨と背景.....                                | 17 |
| 2 計画の位置づけ .....                                   | 18 |
| 3 計画期間 .....                                      | 19 |
| 第4章 これまでの振り返りと此花区の現状 .....                        | 21 |
| 1 統計データ等からみる此花区の現状 .....                          | 21 |
| 2 これまでの地域福祉計画に基づく取組結果 .....                       | 27 |
| 第5章 計画の推進.....                                    | 31 |
| 1 計画の推進 .....                                     | 31 |
| 2 主な取組内容及び取組の指標 .....                             | 32 |
| 第6章 参考資料.....                                     | 39 |
| 1 ふくし丸ごと KONOANA プラン（第2期此花区地域福祉計画） 策定までの経過 .....  | 39 |
| 2 此花区区政会議地域福祉計画検討部会委員 .....                       | 40 |
| 3 パブリック・コメント手続きの実施結果 .....                        | 41 |
| 4 区役所担当職員 .....                                   | 41 |





# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

気をかけ、声を掛け合い、支え合い、  
誰もが安心して安全に暮らせる街づくり

此花区では、福祉のめざす姿である『声かけ・見守り・助け合いが日常化し、笑顔でつながりいきいきと暮らせるまち』のもと福祉施策を推進してきました。

少子高齢化がいつそう進行し、人と人とのつながりが希薄化している現在、地域に存在する福祉課題は、様々な分野の課題が絡み合い複雑化するとともに、ライフスタイルの多様化に合わせて、福祉課題も多様化し、また、課題解決が困難であるがゆえに、課題そのものが深刻化しています。

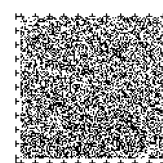
こうした状況の中、当事者のみで解決することが容易でない課題が増加しています。課題の解決には、早期発見・早期対応が効果的ですが、当事者が課題に気づいていないケースや適切な相談先に至らないケースがあるほか、当事者が支援を拒否するケースもあります。

このような地域福祉課題を解決に結び付けるためには、行政や相談支援機関が連携し、適切な支援につなぐことはもとより、課題の早期発見のため、地域に住む住民それぞれが、互いに、気をかけ、つながり、支えあう、といったことが重要になります。

一方で、今後の本格的な人口減少社会、人口構造の変化を見据えると、支援の「担い手」が減少し、相対的に不足することが予想されるため、支援を必要とする区民が、行政施策や相談支援機関に、自ら、気軽に相談できる仕組みや体制づくりも必要です。

こうした、地域における福祉活動の取組と、支援が必要な人を確実に支援に結びつける、といった取組により、誰もが安心して安全に暮らせる街の実現につながるものと考えます。

本計画では、国が示す地域共生社会の実現を見据え、基本理念を『気をかけ、声を掛け合い、支え合い、誰もが安心して安全に暮らせる街づくり』とし、此花区に暮らし、活動するすべての人が、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えてつながり、声掛け・見守り・助け合いの輪を広げることで、安心して安全に暮らせる街、「此花区将来ビジョン 2027」に掲げる区の将来像、「ウェルビーイングな街 KONO HANA」の実現をめざします。



## 2 基本目標

### (1) 気にかけて、支え合う地域づくり

誰もが、自分が暮らす身近な地域で困っている人や問題に関心を持ち、お互いに気にかけてあい、声を掛け、支え合い、孤立せずに、その人らしい生活ができるような地域づくりを推進します。地域の交流や助け合いの活動などを通じ、みんなで支え合う地域をめざします。

また、普段から支援を必要としている人たちを適切に把握し、災害などいざという時に安否確認や救助活動等が迅速・確実に行われるようみんなで支え合う地域づくりを進めます。

### (2) 必要な人に必要な施策が届く相談支援の体制づくり

支援が必要な人が、必要な支援・施策に容易にアクセスできるとともに、誰もが、身近な地域で、抱える生活の問題について気軽に相談でき、その人の問題に応じた支援につながり、解決できるような仕組みづくりを行います。

フォーマル・インフォーマルを問わず支援施策やサービス、地域資源に関する情報が、必要な人に届くよう、これまで活用してきた広報紙やホームページだけでなく、SNS や動画配信など様々な媒体を使い分けるなど創意工夫を凝らし、「伝わる」情報発信を推進します。

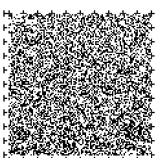
そうしたことを通じて、行政や地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関につながりやすい環境を整備するとともに、相談を受けた課題等については、その課題に応じた支援につなげ、各関係機関とも連携を図ることで、少しでも課題が解消するよう取り組みます。

### (3) 未来を支える「生きる力」をはぐくむ体制づくり（子育て教育分野）

急速な情報化の進展、価値観や生き方の多様化、社会情勢の変化など、これまでにないスピードで変化していく環境の中で、子どもたちはスマートフォンやインターネットの普及により、多くの情報を当たり前に受け取りながら成長しています。

一方で、答えが一つではない、将来の見通しが立ちにくい社会の中では今まで以上に子どもたちが自ら考え、他者と関わりながら、生きる力を育むことが求められています。

そのため、新しく取り組む計画として、子どもたちが学校や地域の中で多様な経験を積み重ね、周囲の大人に見守られ、温かい声掛けや関わりを通して子どもたちの成長を支える取組を推進していきます。



## 第2章 施策の展開

※ 事項の前の<sup>重</sup>のマークは、重点的に取り組む必要がある事項です。

### 施策目標 1 気に関心、支え合う地域づくり

#### (1) 地域福祉活動への参加の促進

地域福祉（地域における社会福祉）の推進においては、区民の、地域福祉活動への参加が何よりも重要です。

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられ、区役所と連携協定を締結している社会福祉法人大阪市此花区社会福祉協議会との連携を緊密に図り、地域住民の方々とともに、課題解決に向けた取組を推進します。

そのうえで、地域福祉を推進するための施策や啓発について、住民に対し広報紙やホームページ等を活用し発信することで、地域福祉への意識の醸成を図るとともに、地域福祉活動への参加のきっかけづくりにつなげます。

#### <sup>重</sup> ア 「つながり」の大切さへの理解の促進

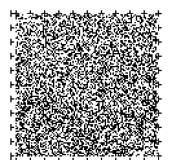
福祉に限らず地域での「つながり」づくりの大切さを訴え、共助の重要性を伝え、地域活動協議会など地域づくりの一端を下支えし、地域福祉活動への参加を後押しします。

地域での「つながり」の大切さを広く区民へ周知するため、此花区社会福祉協議会と協働し、ホームページに掲載するとともに、広報紙や LINE、SNS 等の ICT を活用した広報活動を行います。

また、小学校・中学校に働きかけ、学齢期から、福祉に関する関心を高める福祉教育の推進に取り組むほか、保護者層やいわゆる現役世代に対する働きかけに取り組みます。

「つながり」づくりは、「担い手」の確保や育成にとどまらず、支援を必要とする人に関する情報の把握や行政施策をはじめとする支援施策の伝達のほか、災害時における避難支援など、地域における福祉活動の根幹をなすものです。

一方で、世代間の「つながり」づくりにおいては、価値観の違いなどが



ら、いわゆる現役世代が敬遠することも想定されるため、双方の理解を促進する取組が必要です。これらの取組を通じて、地域において、気かけ、支え合う地域づくりに向けた素地の涵養に努めます。

## イ 気にかける地域づくりの推進

此花区内には、様々な目的・活動内容で人びとが集う多くの団体、商店、事業者等が存在します。

これらの団体等が、必ずしも「見守り活動」等の福祉活動を行っている訳ではありませんが、地域における「つながり」という点では、こうした団体が存在することが、地域の潜在力そのものであると考えられます。

こうしたことから、日常の「見守り活動」等を実施していない福祉分野以外の地域団体や企業が参加する会議や研修会等において、地域の高齢者等のちょっとした異変等に注意を払うよう周知・広報するとともに、個人が特定できる場合は、相談支援機関等へ名前や気になる内容の情報提供を促すよう呼びかけることで、地域住民の課題を早期に発見し、早期に対応できるよう「気にかける地域づくり」を推進します。周知・広報にあたっては、具体的な相談支援先等を分かりやすく記載したビラ等を配付し、相談支援を行う情報連携先が伝わるよう留意します。

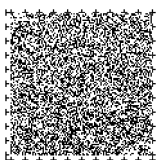
また、「気にかける地域づくり」の取組の一環として、此花区内に存する各種団体どうしのつながりやネットワークづくりを行うことで、より広く、より細やかに課題の早期発見が可能になると考えられることから、ネットワークづくり等に向けた検討を行います。

## ウ 子育て支援情報の提供・発信

子育て世代に、情報紙、ホームページのほか、LINE、X（旧 Twitter）等の SNS を活用するなど、情報が届くよう工夫を行い、子育てサロンや子育てイベントへの参加者の周知に努めます。

## エ 障がい者スポーツの推進

障がいのある人が、身近な地域でスポーツ・レクリエーションを楽しむことは、地域共生社会の実現をめざすうえで大切なことです。



このため、障がいのある人が身近なスポーツセンターなどでスポーツを楽しむことができるよう支援するとともに、各種体験会などの機会を通じて障がいの有無にかかわらず、区民が参加できる取組を行います。



また、此花区内に立地する舞洲障がい者スポーツセンターとも連携し、障がいがある人のスポーツ・レクリエーションの推進に取り組むとともに、関係機関の協力・連携のもと、障がい者週間の取組の一環として、各種パネルの展示を開催します。

## (2) 地域における見守り活動の充実

高齢者や障がい者、子育て中の人など支援を必要とするさまざまな人・世帯が安心して生活できるよう、地域における見守り体制を強化します。

また、地域の見守り活動、地域団体との連携を促進し、困りごとを抱えた人を発見し、支援につなげる仕組みを強化します。

加えて、見守り活動に係る認知度や満足度等に関するニーズ調査等は、今後の施策の展開を決定するうえで不可欠と考えられるため、対象者と設問を絞って、アンケート等を実施することとします。



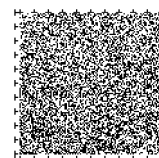
### ア 「このはな地域見守りタイ」事業の推進と事業再構築の実施

地域住民等から構成されるボランティアの「このはな地域見守りタイ」により、高齢者、障がい者、子育て世帯、ヤングケアラー及び不登校児など、見守りを必要とする人への定期的な見守り活動を実施するとともに、必要に応じて行政機関や関係団体等への連携に取り組んでいます。

この事業は、此花区独自のものであり、実際の見守り活動をしていただくボランティアと、見守り活動に加えて各地域の取りまとめ等を担うボランティアリーダーが、見守り活動を通じて、地域の福祉課題をキャッチする「アンテナ機能」や、必要な支援につなぐ「つなぎ機能」を担っています。

しかしながら、今後、ますます担い手の確保が難しくなると想定される中、担い手の確保を図るための取組を強化しつつ、一方で「アンテナ機能」や「つなぎ機能」の強化・拡充や効率的な見守り活動の実施を図るため、関係機関や民生委員・児童委員との連携、情報共有のあり方をはじめ、役割の見直しや明確化を行うなど、より効果的で実効性のある事業となるよう、計画期間の前半を目途に、事業の再構築を行います。

なお、再構築にあたっては、担い手の負担軽減にも配慮する必要があることから、現在のボランティアリーダーやボランティアのほか、民生委員・児童委員や地域の関係機関・団体等と、十分な意見交換を行いながら丁寧に進めます。



## イ 地域における要援護者の見守りネットワークの推進

大阪市においては、地域における見守りのネットワークを強化するため、各区社会福祉協議会内に CSW（※）を配置した「見守り相談室」を設置しています。

「見守り相談室」においては、行政と地域が保有する要援護者情報を活用し、災害時だけでなく平時の地域における見守り活動のために作成する「要援護者名簿」に登録するための同意確認を行い、同意が得られた人の「要援護者名簿」を地域等へ提供し、地域での見守り活動に活用しています。

同意確認書類の回答率を上げ、同意数を増やすことで、より多くの対象者を「要援護者名簿」として登録し、見守り活動の強化を図ります。

また、自ら支援を求めることが困難な社会的孤立の世帯等（「孤立世帯等」）に対しては、CSWが、アウトリーチにより、粘り強く家庭訪問を行うなど、本人との間で信頼関係を構築し、地域の見守りや福祉サービス等につないでいます。

あわせて、認知症高齢者等が行方不明となった場合は、その氏名や身体的特徴等の情報を地域団体や関係機関等の協力者にメール配信し、早期発見につなげています。

孤立世帯等への専門的対応において、電話や対面などによる初回相談に対するハードルを下げるために、令和6年1月に開設した ICT ツールを活用した相談受付フォームを活用し、広域的に孤立世帯等への専門的対応に取り組みます。

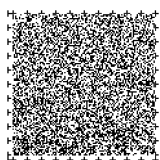
（※）制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かして解決に結び付ける地域福祉のコーディネーターのことです。

## ウ ICTを活用した見守りの取組の推進

現在、此花区では、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげる取組をさらに強化し、子どもや障がいのある児・者を含む、区内のすべての行方不明者の早期発見につなげるため、此花区独自で、ICT 技術（みまもりあいアプリ）を活用した官民連携による「みまもりあいプロジェクト」を推進しています。

このプロジェクトにおいては、みまもりあいアプリをダウンロードした人が、早期発見のための協力者となるものであるため、みまもりあいアプリが多くの人にダウンロードされるよう、周知・広報に取り組みます。

その他、ICT 技術の発展により、人的資源に頼らない ICT 技術を活用した見守りサービスの広がりが想定されることから、官民連携・官民共創も含め、区内での展開について、研究に取り組みます。



## コラム ～ 民生委員・児童委員の見守り活動 ～

援助を必要とする人に、身近な相談相手として、自立した日常生活を営んでいただくことができるように、生活に関する相談に応じ、必要とする支援を行政や専門機関へ繋ぐ「つなぎ役」となっています。また、地域の児童や妊産婦の方の福祉の増進を図るため、その生活・環境把握に努めるとともに、見守りが必要な児童・家庭への援助を行います。

### (3) 「居場所」づくりへの支援

地域の交流を促進するため、ふれあい喫茶などのだれでも気軽に参加できる場の充実に努めるとともに、活動の活性化に向けた支援を行います。

また、地域の生活支援ニーズに応じた体制の構築をめざします。

#### ア サロン等の地域での交流促進

区や関係団体のホームページに、ふれあい喫茶、子育てサロン、高齢者食事サービス等、地域の方が中心となって実施している取組を掲載し、誰もが気軽に参加できる場への参加を呼びかけます。

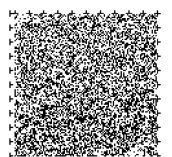
#### イ 生活支援コーディネーターによる新たな集いの場づくり等への支援

これまで、団塊の世代が75歳に達する令和7年（2025年）の地域包括ケアの実現に向けて取組が進められてきました。

今後は、65歳以上人口は、令和22年（2040年）頃にピークを迎える見通しですが、それ以降も、75歳以上の人口は増え続ける推計となっており、地域包括ケアシステムを深化・推進し、より身近で集える場、地域の支え合い助け合いの拡充が求められています。

高齢者の生活に関わる介護保険制度改正の動向を注視しながら、生活支援コーディネーター（※）が行う新たな集いの場づくり、地域資源の把握、生活支援の担い手の養成・発掘などと連携し、地域資源の開発を支援します。

（※）生活支援コーディネーターは多様な事業主体による高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、介護保険制度において配置が行われています。（生活支援体制整備事業）



## ウ こどもの居場所づくりの推進

区役所と区社会福祉協議会は、此花区こどもの居場所連絡会の共同事務局として、こども食堂などこどもの居場所の運営などに関する後方支援を行っています。

こどもの居場所の立ち上げに関心のある団体等から区役所や区社会福祉協議会へ相談があれば、双方が協働して、開設の後方支援を行っています。また、開設の際には、市社会福祉協議会の地域こども支援ネットワーク事業の登録につないでいます。

今後も、区役所と区社会福祉協議会の双方が協働して、こどもの居場所が安定した運営を継続できるよう後方支援に取り組みます。

また、効果的な広報を通して、こどもの居場所に対する区民の関心や、運営者の意欲の向上に努めます。

区役所と区社会福祉協議会は、開設にあたり運営者の方々へ、まずは月1回の開催をすすめ、継続した取組となるよう「小さく生んで大きく育てる」ことを促していきます。

## （４）災害時における要援護者への支援

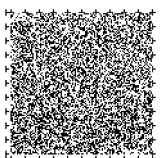
地域住民が連携し、避難行動要支援者を含む全ての住民が災害時に安全かつ迅速に避難できる体制を構築するとともに、平時からの防災訓練・研修等の取組や関係団体の協力を通じて、地域福祉と自主防災活動の一体的な推進による災害対応力の強化を図ります。

地域や団体を対象に、防災訓練や研修を実施し、自主防災組織が災害発生時に救護活動、避難所の開設、避難行動要支援者支援などの対応を的確に行えるよう体制の整備と運営能力の向上を支援します。

また、災害対策基本法の改正に基づき、地域への情報提供に同意した避難行動要支援者を対象として、個別避難計画の作成を地域において推進・共有します。

加えて、平時から防災訓練や研修等を通じた取組に、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等の参加を促進します。

## （５）地域における平時からのつながりづくり

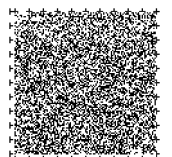


実際に災害が発生した際に、高齢者や障がい者など避難行動要支援者への迅速かつ的確な対応を可能とするため、平時から支援を必要とする人を適切に把握し、地域全体で協力して支援体制を構築します。

その取組の１つとして、前述（２）イのとおり、大阪市においては、平成 27 年度から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」に取り組んでいます。

また、平時から、援助を必要とする人等が記載された災害時要支援者名簿を作成し消防署と共有します。

今後とも、地域住民による地域福祉の取組とつながりづくりの取組が一体となって、災害に強い福祉のまちづくりを推進します。



## 施策目標 2 必要な人に必要な施策が届く相談支援の体制づくり

### (1) 関係機関との連携による支援の推進と情報発信の充実

福祉に関係する機関としては、区社会福祉協議会などの地域福祉を推進する活動を行う団体や、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関、福祉・介護サービスを行う事業所や施設などがあります。

多岐に渡る複雑な問題を抱える相談者に対し、解決に向けて、これらの関係機関との連携により迅速かつ的確に問題が解決できる相談支援体制の充実を図ります。困難な状況を抱える人を把握し、地域の課題の解決に向けて、関係機関と連携し、支援に結びつけるように取り組みます。

また、支援を必要とする人に、必要な支援が届けるため、対象者や家族、支援者がアクセスしやすくなるよう、様々な媒体や機会を活用し、「伝わる」情報発信に取り組みます。

#### ア 区社会福祉協議会との連携による地域福祉活動の推進

前述（施策目標 1（1））のとおり、地域福祉（地域における社会福祉）の推進においては、区民の、地域福祉活動への参加が何よりも重要です。

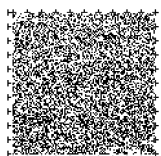
地域福祉の推進にあたっては、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられ、区役所と連携協定を締結している社会福祉法人大阪市此花区社会福祉協議会との連携を緊密に図り、地域住民の方々とともに、課題解決に向けた取組を推進します。

また、区社会福祉協議会に設置されているボランティア・市民活動センターには、多くのボランティア活動（団体）が登録されており、各々のテーマに沿った活動を展開しており、こうした活動・団体と協働した取組の展開を図ります。

さらに、区社会福祉協議会が行う施設どうしの連携の場づくり等の取組と協働・連携し、社会福祉施設の地域での公益的な取組を推進するとともに、災害時の社会的な弱者に対する支援を推進します。

#### イ 区地域自立支援協議会を通じた関係機関との連携

此花区における相談支援事業をはじめ障がい者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な協議の場として設置している「此花区地域自立支援協議会」では、此花区障がい者基幹相談支援センターと連携しながら、企画や運営等を実施しています。



この協議会では、全体会・運営会議の開催に加え、相談支援事業所・居宅介護事業所・こども・グループホーム・相談員（身体・知的障がい者）・日中事業所の6部会を設置し、定期的に部会を開催して分野別に協議や情報交換等を行い、関係機関との連携を推進します。

また、各部会とは別に部会を越えた共通の課題をテーマとして設定し、テーマに即した催し等を年1回開催できるように取り組みます。

## ウ 総合的な相談支援体制の推進

相談支援機関等からの要請により「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催し、複合的な課題を抱えた方や世帯の実情に応じた、より実効的な支援策・支援体制を構築します。

また、各支援専門分野を超えた横断的なつながりを重視し、情報連携や研修の実施等知識やスキルアップを行い、相談支援機関等から相談しやすい体制をめざします。

複合的な課題を抱えた人や世帯を支援するため、相談支援機関等からの要請があれば迅速に情報を収集し状況を調査の上、つながる場合会議開催の是非を決定し、開催の場合は、複合的な課題を抱えた方や世帯の実情に応じた、より実効的な支援策・支援体制を構築します。

あわせて、区保健福祉センターの職員向けに年1回以上研修会を実施し、情報連携のための会議（つながる場及びそれに準じた個別ケース会議）を開催します。

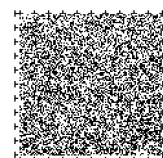
加えて、令和6年4月に施行された孤独・孤立対策推進法においては、市町村の努力義務として孤独・孤立対策地域協議会の設置が規定されており、本市においては、つながる場合会議が必要に応じて孤独・孤立対策地域協議会の機能を兼ねることとしています。相談支援機関をはじめ、行政内部や支援に携わる関係者との連携・ネットワークのもと、効果的な支援につなげることをめざします。

## エ 教育と福祉をつなぐこどもサポートネットの推進

市立小中学校と連携を図り、家庭環境、経済的困窮等の課題を抱えたこども及び子育て世帯を発見し、SSW（スクールソーシャルワーカー）とこどもサポートネット推進員が中心となって、保健福祉の支援制度等、適切な支援につなぎます。

## オ 「子育てサロン応援」事業

子育てサロンは、乳幼児とその保護者がゆったりと過ごせる「親子の居場所」であり、親子が地域住民とつながりを持つことで、地域社会全体で子育てを行う仕組みのひとつといえます。



「子育てサロン応援」事業では、子ども・子育てプラザに配置された保育士が、子育てサロンに出向いて、子育てサロンの運営や、プログラムの企画などの後方支援を行います。

## カ 児童虐待の防止（こども家庭センターの運営）

大阪市では、令和6年度から、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の担当が連携・協働して、切れ目のない一体的な相談支援を行うことを目的として、各区において「こども家庭センター」の運営が始まりました。

此花区においても、妊産婦や子育て家庭に対して切れ目のない相談支援を行うことで、児童虐待の早期発見や早期対応を促進し、必要な支援を必要な家庭につなぐ取組を進めます。

## キ 不登校児の支援

関係機関との連携を進めていくことで地域において不登校児を支援していくことができるよう取り組みます。

不登校の子どもの居場所や支援のための社会資源が十分ではないことから、此花区独自の不登校支援ルーム「このはな すまいるルーム」を毎週1回開催します。

区役所では、専任の担当者も混じえて個々の支援計画に基づいて対応することで、子どもの自己肯定感をはぐくみ、「生きる力」が身につくよう支援を行います。

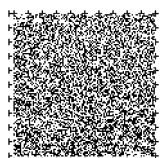
## ク ヤングケアラーへの支援

本人の困りごとが周囲に見えにくい、また本人自身も気づかないことがヤングケアラー支援の課題であるため、本人や周囲が、今の現状が「あたりまえ」でないかもしれないと気づけるよう、学校など関係機関と連携し、周知や広報に努めます。その際には区役所子育て支援室を含めたヤングケアラーの相談窓口を明確にし、相談の声を上げやすい環境づくりに努め、ヤングケアラー支援の推進を図ります。

また、18歳以上の大人からの相談であっても、いったん区役所子育て支援室の相談窓口で、状況を確認し、適切な相談窓口につなぐなど、年齢によって区切ることなく、支援に結びつけます。

## ケ 困難な問題を抱える女性への支援

これまで、区役所では、配偶者などによる暴力（DV）被害の相談窓口があるものの、18歳以上の大人の女性がDV被害以外で、性的な被害や親族間暴力の相談に対応できないことがありました。（高齢者虐待または障がい者虐待に





該当する場合は、区役所で相談が可能です。)

令和6年4月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（通称「困難女性支援法」）が施行され、大阪市では、市民局に女性相談支援員が配置され、令和6年8月から困難な問題を抱える女性への相談対応が受けられるようになりました。

今後は、困難な問題を抱え支援を必要としている女性が、相談先があることに気付けるよう、区役所庁舎内をはじめ区内の各種施設の窓口、女性トイレ等での広報物の掲示による周知・啓発を行うなど、困難な問題を抱える女性への支援を進めます。

## コ 権利擁護のための施策の推進

認知症高齢者の増加や知的障がい者と精神障がい者の地域移行が進む中、地域において安心して自立した生活を送るため、判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取組を進める必要があります。

このため、意思決定支援の意義について、幅広い広報啓発に取り組むとともに、本人や支援者が成年後見制度の内容とメリットを理解し、任意後見の利用も含め、必要な権利擁護支援につながるができるよう、分かりやすい情報発信に取り組みます。

重

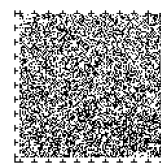
## サ 必要な人に必要な情報が届く情報発信の推進

上述ア～コのとおり、関係機関が連携し、支援が必要な人への支援を充実するための取組に加え、支援の必要な人が、必要な情報にアクセスし、自ら支援を求められるようにするため、「伝わる」情報発信に努めます。

情報発信にあたっては、まずは発信の前段階として、行政施策や区社会福祉協議会、相談支援機関が実施する事業などのフォーマルな情報はもとより、地域の方が立ち上げ・運営を行っているような、いわゆる「地域資源」といったものや、サービスの事業所、関係機関が実施する事業等のインフォーマルな情報も含め、幅広く収集します。

そのうえで、情報を届けたい対象者に応じて、情報の内容を取捨選択するとともに、これまで活用してきた広報紙やポスター掲示、ホームページだけでなく、SNSや動画配信など様々な媒体を使い分けるなど創意工夫を凝らし、相談支援機関をはじめとする関係機関と連携しながら、「伝わる」情報発信を推進します。

そうしたことを通じて、行政施策や相談支援機関そのものの認知度を上げるとともに、行政や相談支援機関につながりやすい環境を整備しつつ、相談を受けた課題等については、その課題に応じた支援につなげ、各関係機関とも連携を図ることとで、少しでも課題が解消するよう取り組みます。



## コラム ～ 地域包括支援センター ～

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進の中核的役割を担う機関であり、介護・福祉・保健などに関する地域の高齢者の総合相談窓口です。

主に、1 総合相談、2 虐待の早期発見・防止などの権利擁護、3 包括的・継続的ケアマネジメント支援、4 介護予防ケアマネジメントの4つの機能を担っており、保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士などの専門職が対応します。

此花区内には、此花区地域包括支援センターと此花区南西部地域包括支援センターの2か所が設置されており、このうち、南西部地域包括支援センターは、区で1か所の認知症強化型地域包括支援センターの指定を受けています。

また、南西部地域包括支援センターの担当圏域には、地域包括支援センターの役割の一部を担い、より身近な総合相談窓口として高齢者の支援を行う春日出地域総合相談窓口（春日出ブランチ）が設置されています。

### 重 (2) 「新しい認知症観」の普及促進

令和6年1月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。

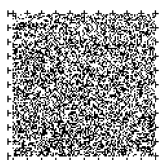
この法律は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、わが国で初めて認知症施策の基本理念等を定めた法律です。

この法律に基づき、国は「認知症施策推進基本計画」を令和6年12月3日に閣議決定しました。

此花区においても、令和7年4月時点で約1,300人の認知症の人が在宅で生活していると推計されており、今後も増えることが見込まれることから、認知症や認知症の人に関する正しい知識とともに、「新しい認知症観」（①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。）が区民に浸透するよう、地域包括支援センター等と連携しながら、周知・啓発に取り組みます。

また、取組にあたっては、認知症の当事者や家族に参画いただくとともに、思いや意見を反映するよう努めます。

なお、大阪市においては、令和9年度からを計画期間とする高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の際、認知症施策推進計画を一体的に定めることとしています。



## 施策目標 3 未来を支える「生きる力」をはぐくむ体制づくり

### (子育て教育分野)



#### (1) 考える力の向上

子どもたちが目の前の課題に対してよりの確に対処し、「自分で解決できた」という経験を積み重ねていき、自信や希望を伸ばしていくことは大切です。また、考える力を伸ばすことの大切さを、子どもを支える周りの大人が理解し、その機会を作っていくことも大切です。

解決できたという経験を楽しみながら実践していくために、令和7年5月から広報紙やLINEを通じたクイズ問題を定期的に配信しています。

また子どものイベントなどにおいてもクイズ問題を出展し、継続的な啓発活動も実施しています。今後とも定期的な配信やイベントへの参加を継続し、楽しんだり親しまれながら、また参加意欲がわくようなスタンプラリー形式を用いるなど、さらなる浸透を図り、考える力の向上に取り組めます。

#### (2) 自己肯定感のはぐくみ促進

子どもたちの安心・安全の土台になるのは、自己肯定感や自己効力感がはぐくまれていることです。自己肯定感とは、「自分は大切な存在だ」「自分は自分のままでいい」と思える気持ちであり、自己効力感とは、「自分ならできる」「きつとうまくいく」と感じる力で、行動の原動力になるものです。この力をしっかり育てていくために、3つの柱を基礎に取り組めます。

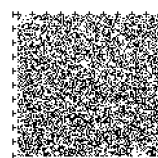
##### ア 体験の充実

子どもたちの体験格差をなくするためには学校との連携が不可欠です。体験格差の背景には経済格差の問題が一因としてあり、一律に体験する機会を与えられる学校内での体験活動の充実は不可欠であると考えています。

またその一方で学校に行きづらい子どもや学校では体験しづらい内容など、学校だけに任せるのではなく区での補完的体験の推進を図っていくことも大切であり、両方を充実する取組を推進していきます。

##### イ 周囲の声掛け促進

社会を取り巻く環境の中で、親が子どもに知らない人への警戒を促すため、子ども自身も用心深くなっています。そのため、周りの大人も

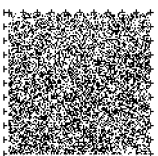


子供たちに話しかける際には慎重になり地域の交流が生まれにくい雰囲気が広がっています。とはいえ、子どもが周囲の大人から温かく見守られていると感じることは、子どもが安心して健やかに成長するために大切な要素です。声をかけることが難しい時代でも、その前段階の見守りなど、気にかける雰囲気づくりは大切と考えています。

定期的な周りの大人からの声掛けポイントや見守りポイントなど定期的にホームページや LINE で配信していくなど、気にかける雰囲気づくりに取り組んでいきます。

## ウ 安心できる場の確保

安心できる場があることも、子どもたちにとって安心できる要素の一つです。それは大人も一緒です。地域にさまざまな場所ができる中、居場所があっても、そこにアクセスできなければ、つながることはできません。つながりを持つきっかけの一助となるよう、居場所を身近に感じてもらえることができる広報活動をしたり、初めてでも参加しやすい企画を推進していきます。



# 第3章 地域福祉計画について

## 1 計画の策定の趣旨と背景

本格的な人口減少・超高齢社会の到来や、ひとり暮らし世帯の増加など社会経済環境や世帯構成、ライフスタイルの変化を背景に、個人や世帯が抱える課題が複雑・多様化するとともに、人と人とのつながりの希薄化や、孤独・孤立の問題の深刻化など、地域を取り巻く状況が大きく変化しています。

地域には、年齢や性別、障がいの有無など、さまざまな特性や背景を持つ人々が住み、日常生活を送り、そして、仕事や学校のほか、ボランティアや文化活動など、様々な理由で訪れ、活動している人々もいます。

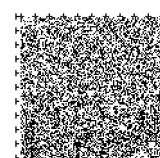
このように、多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、誰もが自分らしく安心して生活していくためには、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を作り上げていく「地域福祉」を推進していく必要があります。

また、国においては、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化している現状を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現をめざしています。

大阪市では、「大阪市地域福祉基本計画」（第3期：令和6年度～令和8年度）を策定し、区地域福祉計画等を支援する基礎的計画として、各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみを記載しています。

此花区においては、大阪市地域福祉基本計画の方針と区の地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、平成30年度に「此花区地域福祉計画」を策定し、令和4年度に中間見直しを行ったうえで計画期間を2年間延長（計画期間：平成31年度～令和7年度）し、取組を進めてきました。

このたび、今後の此花区における地域福祉の取組をいっそう推進するため、国や大阪市の計画等と整合性を図り、これまでの取組状況や現在の課題を踏まえつつ、令和8年度以降の新たな計画として「ふくし丸ごと KONO HANA プラン（第2期此花区地域福祉計画）」を策定するものです。



## 2 計画の位置づけ

### (1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、区の実情や特性に応じた、地域福祉を推進するための中心的な計画です。地域福祉に関する区の方針に基づき、住民の地域福祉活動を支える取組の展開や区域全体に共通する福祉課題への対応を、区民、関係機関、行政が一体となり推進します。

### (2) 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画の策定においては、次の5つの事項についてその趣旨を踏まえ具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を計画に盛り込むことが求められています。

#### 社会福祉法の抜粋

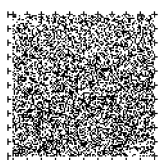
##### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



### (3) 市地域福祉基本計画との関係

大阪市では、地域福祉を推進するための中心的な計画である区地域福祉計画等を支援する基礎的な計画として、大阪市地域福祉基本計画が策定されています。

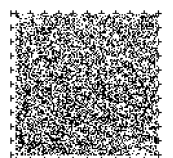
政令指定都市である大阪市の場合、各種サービス提供上の基本となる単位は区となっています。大阪市では福祉の取組の中心である区において、区地域福祉計画等を策定し、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、区民ニーズと地域特性に基づく取組を進めています。

|                 | 位置づけ                           | 内容                                                                                                                                      |
|-----------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大阪市<br>地域福祉基本計画 | 区地域福祉計画等を支援する基礎的な計画            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本理念、目標</li><li>・ 各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組</li></ul> |
| 此花区<br>地域福祉計画   | 区の実情や特性に応じた、地域福祉を推進するための中心的な計画 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域福祉に関する区の方針</li><li>・ 住民の地域福祉活動を支える取組</li><li>・ 区域全体に共通する福祉課題への対応</li></ul>                    |

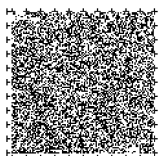
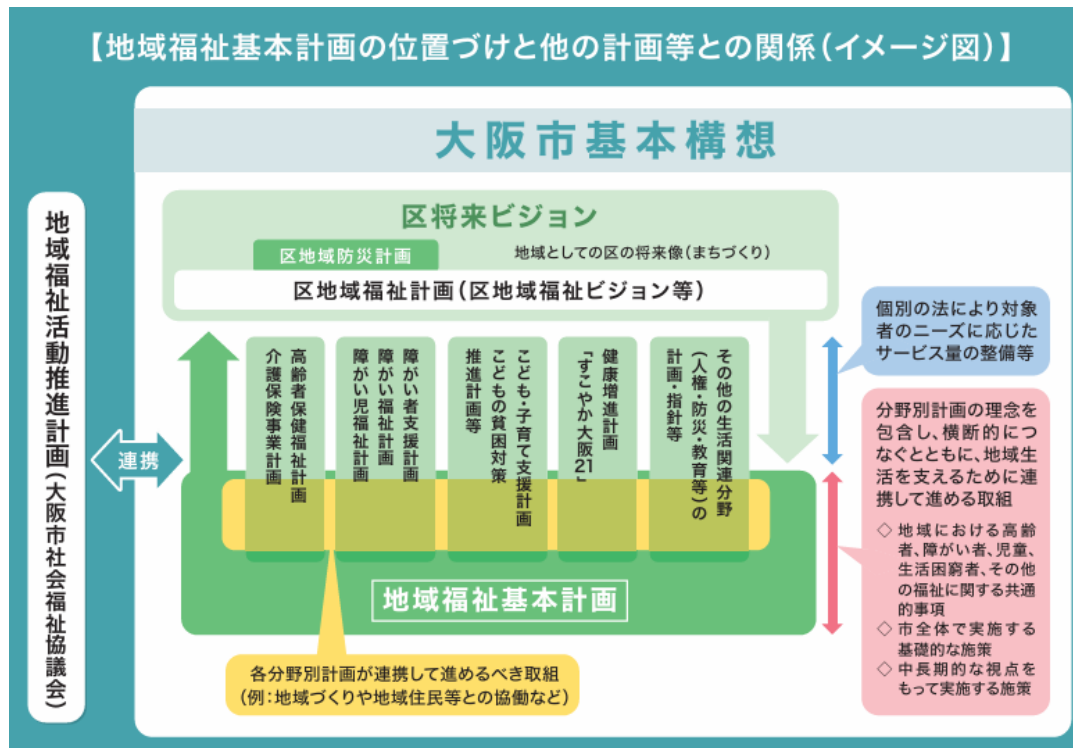
## 3 計画期間

令和8年度（2025年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

ただし、令和10年度（2027年度）に、中間見直しを行います。



【地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係(イメージ図)】





## 第4章 これまでの振り返りと此花区の現状

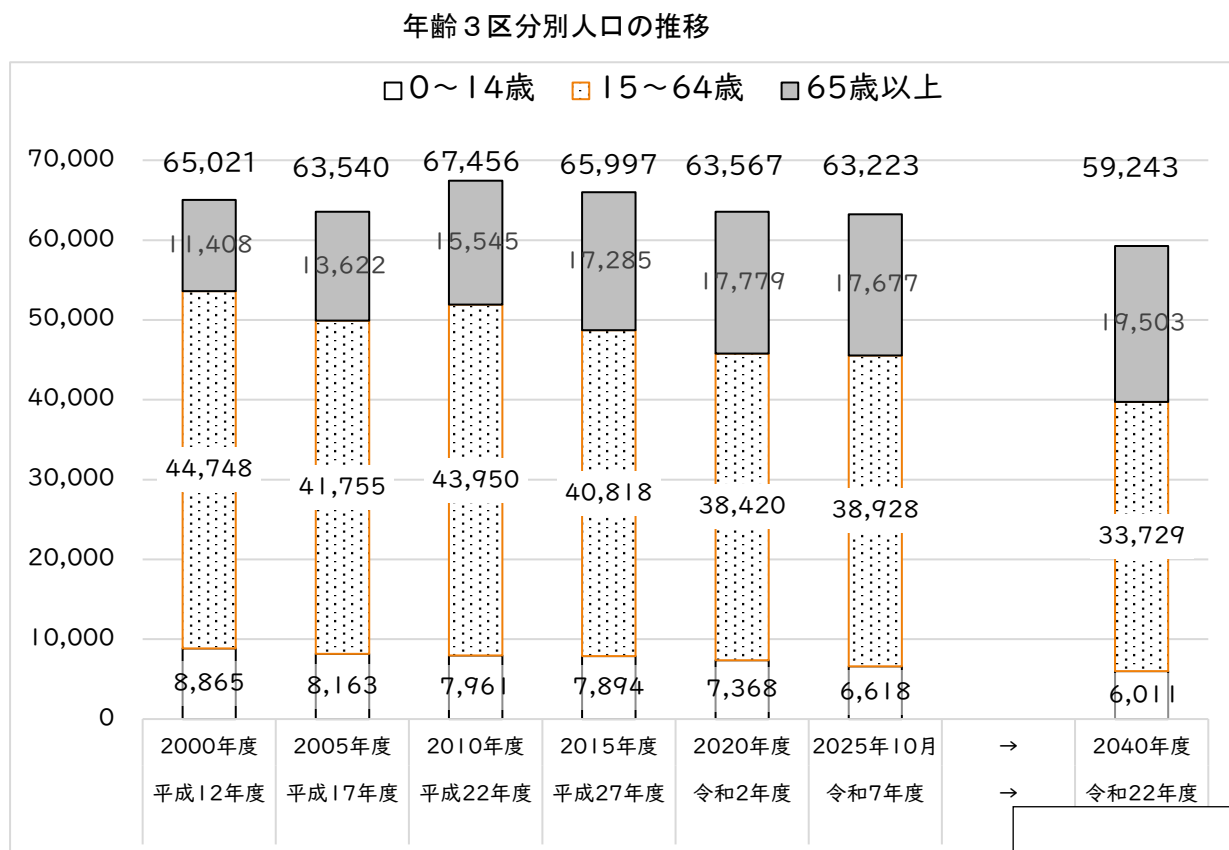
### 1 統計データ等からみる此花区の現状

#### (1) 人口の状況

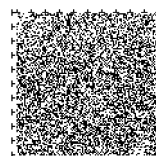
##### ア 年齢3区分別人口

此花区の総人口は、横ばいの傾向にあり、令和7年（2025年）10月の推計人口で63,223人となっています。人口がピークであった平成22年度（2010年度）からで見ると、概ね、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にある一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向であり、令和7年（2025年）10月の高齢化率は28.0%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による令和5年度時点の令和22年度推計では、人口の減少と、老年人口の増加が見られ、高齢化率は33.0%に達する推計となっています。



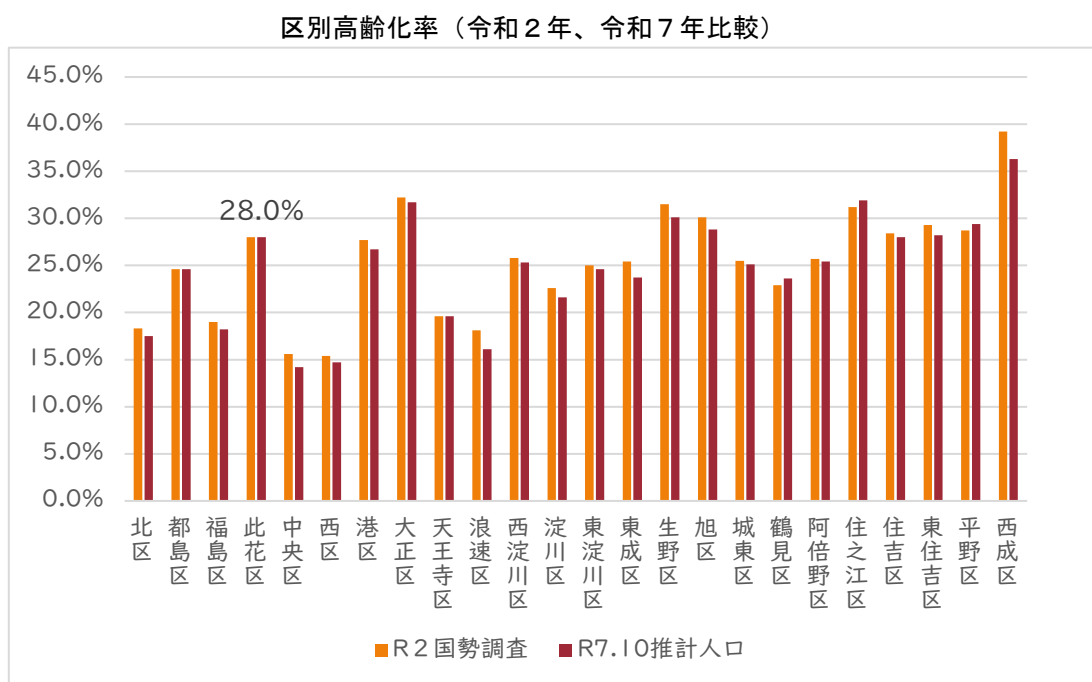
平成12年度～令和2年度は国勢調査、令和7年度（10月）は大阪市推計人口、令和22年度推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計」（令和5年）



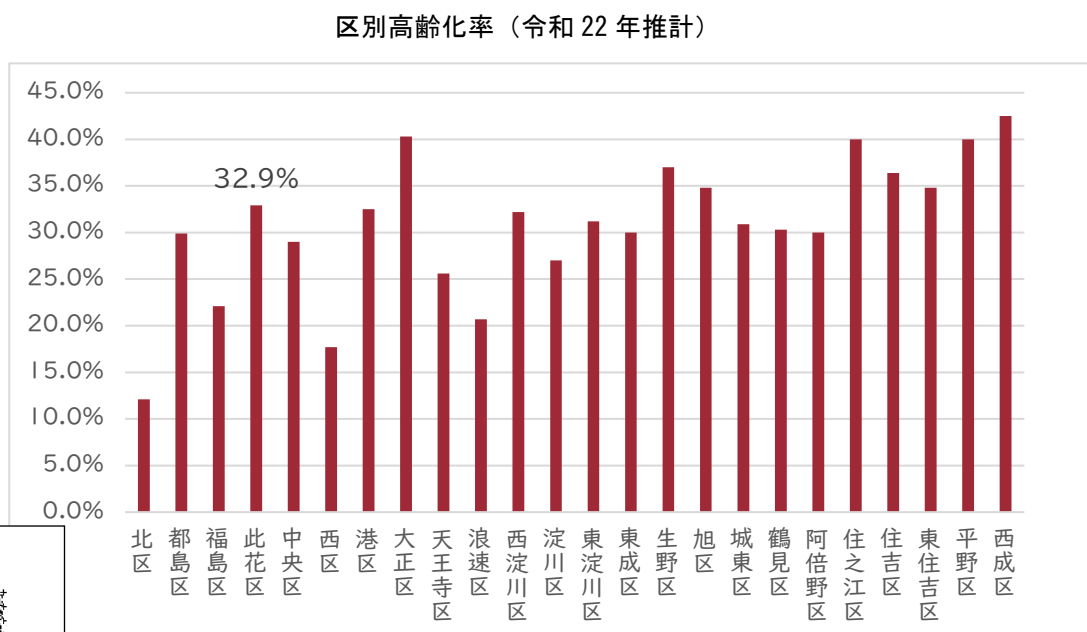
## イ 区別高齢化率

令和7年（2025年）の高齢化率を区別にみると、此花区では全24区のうち8番目に高く28.0%となっており、全国（28.6%）に比べ若干低いものの、市全体（24.7%）に比べ高くなっています。

また、令和22年（2040年）の高齢化率を区別にみると、此花区では全24区のうち7番目に高く32.9%となっており、全国（34.8%）に比べ若干低いものの、市全体（30.5%）に比べ高くなっています。



資料：令和2年は国勢調査、令和7年は10月1日現在推計人口

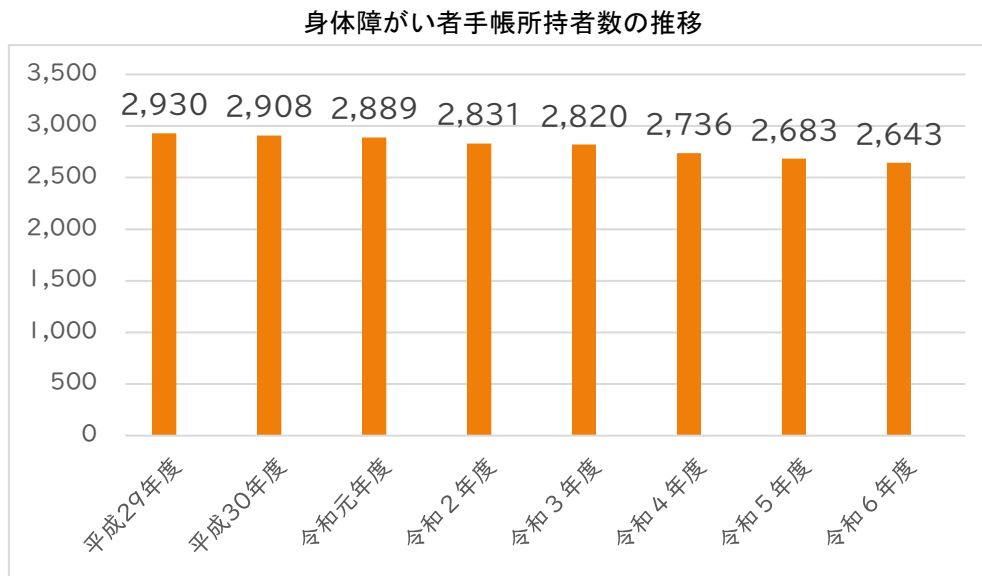


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計」（令和5年）

## (2) 障がい者手帳所持者数の状況

### ア 身体障がい者手帳所持者数の推移

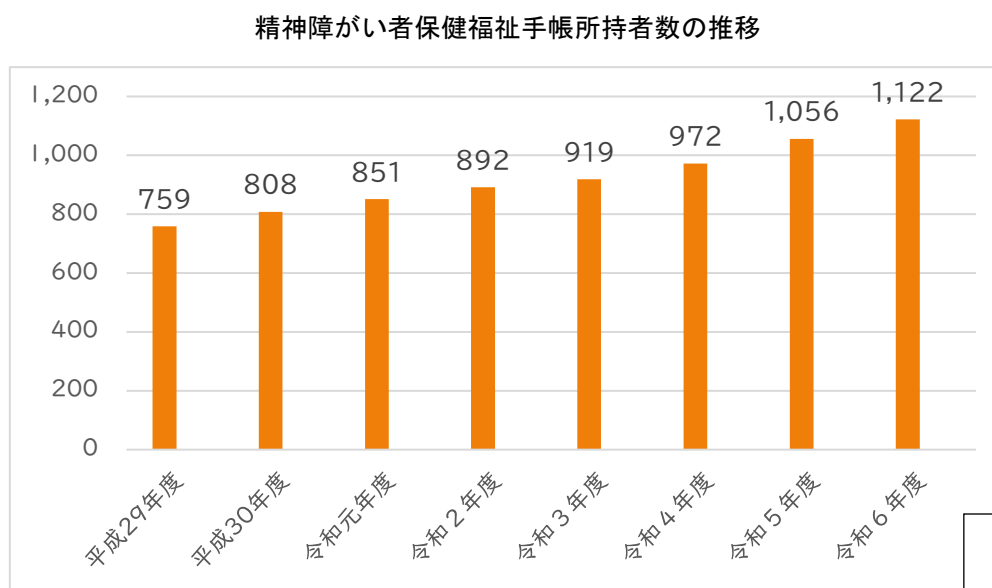
身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、年々減少しており、2024（令和6）年度末では、2,643人となっています。



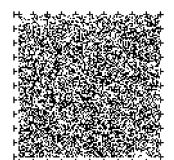
資料：大阪市福祉事業統計

### イ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加しており、2024（令和6）年度末では、1,122人となっています。



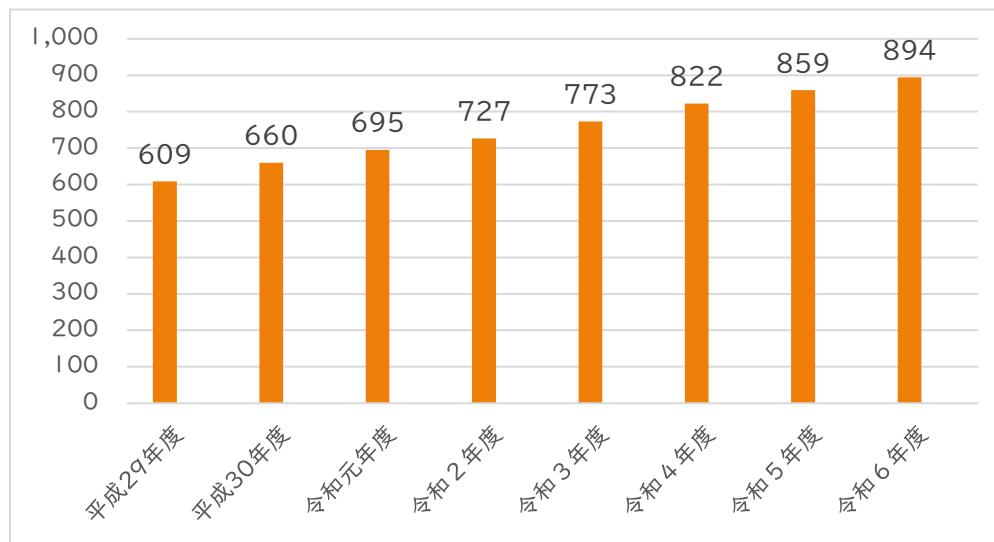
資料：大阪市福祉事業統計



## ウ 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加しており、2024（令和6）年度末では、894人となっています。

療育手帳所持者数の推移



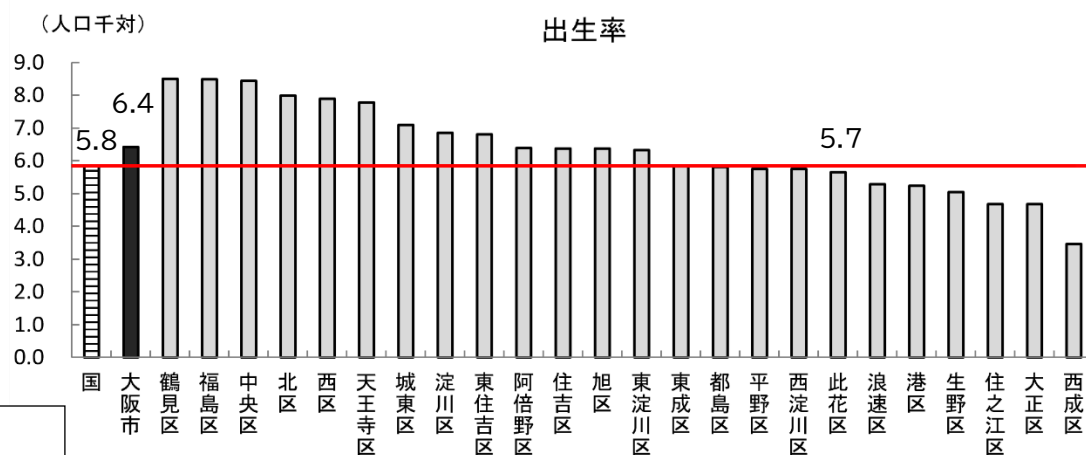
資料：大阪市福祉事業統計

## （3）子ども・子育てに関する状況

### ア 出生率の区別比較

出生率は、大阪市や国の平均をやや下回っており、区別にみると中位から下位に位置しています。

出生率の区別比較（令和5年）

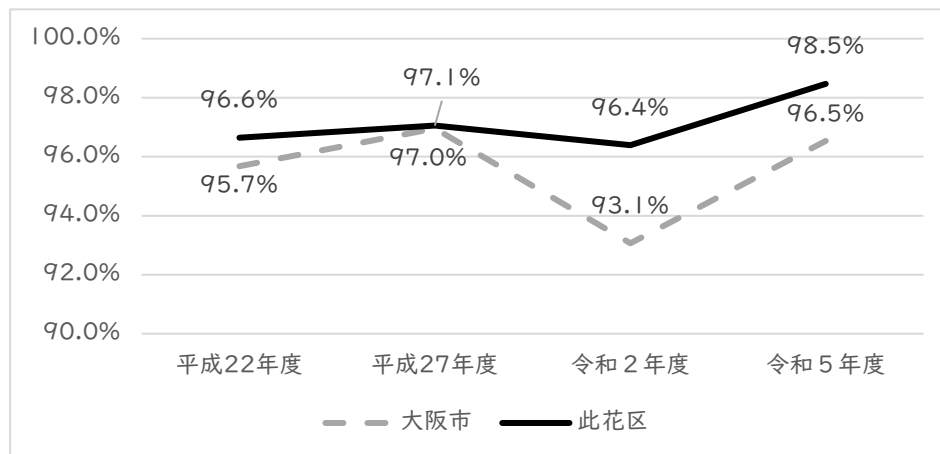


資料：厚生労働省「人口動態統計」

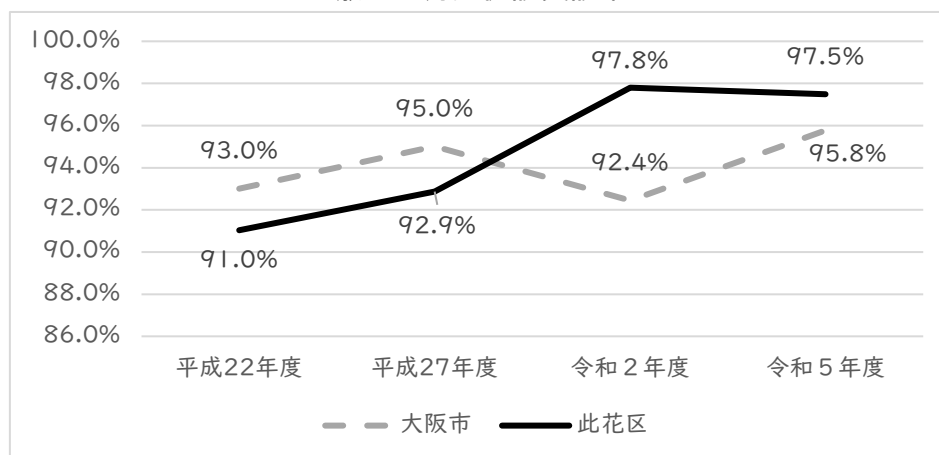
## イ 乳幼児健診受診率の推移

乳幼児健診の受診率は、新型コロナウイルス感染拡大期を経て、大阪市平均を上回って推移しています。

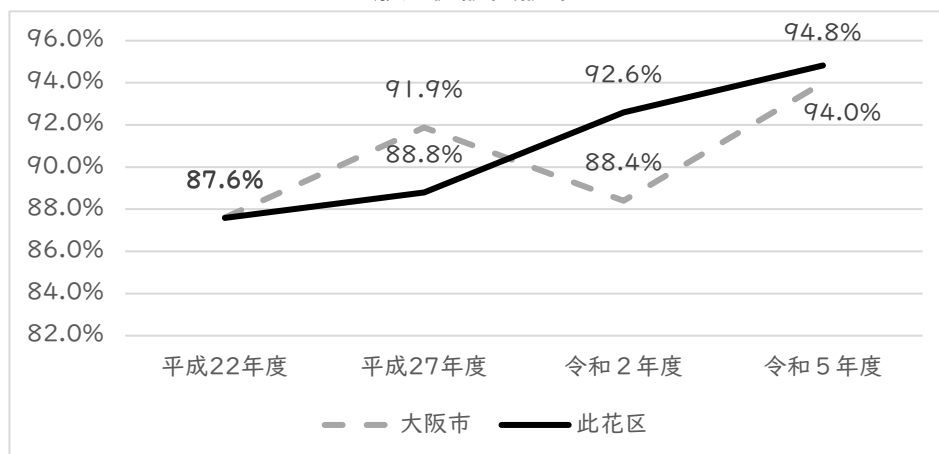
### 3 か月児健診受診率



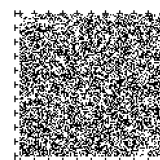
### 1 歳 6 か月児健診受診率



### 3 歳児健診受診率



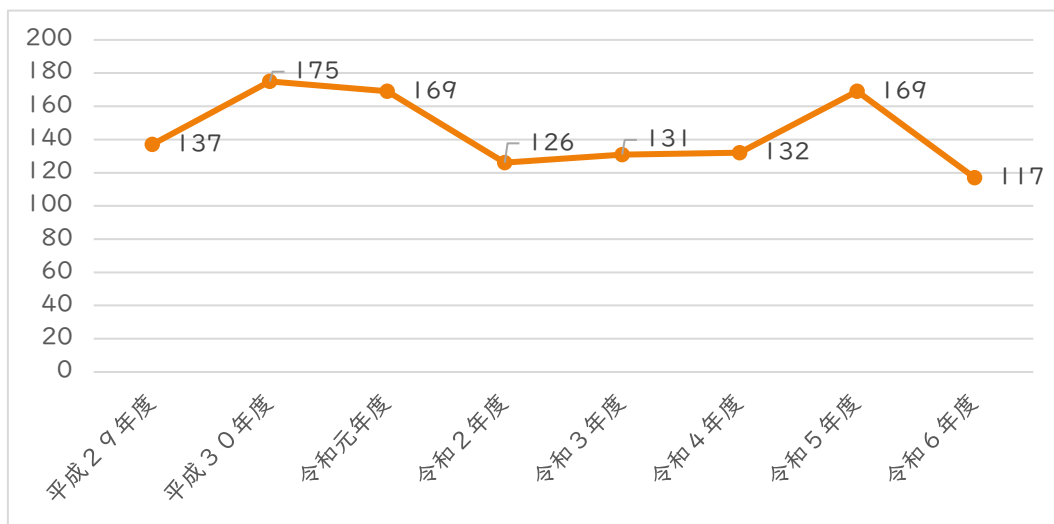
資料：大阪市子ども青少年局、此花区役所作成資料



## ウ 要保護児童対策地域協議会実務者会議の登録数の推移

要保護児童対策地域協議会実務者会議の登録者数は、増減の大きい年もありますが、ほぼ横ばいで推移しています。

要保護児童対策地域協議会実務者会議の登録数

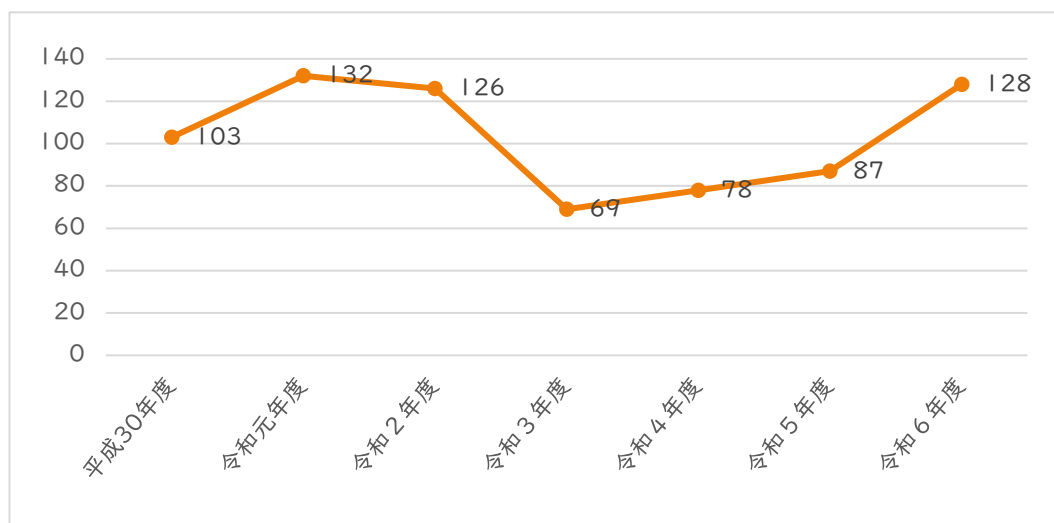


資料：此花区役所作成資料

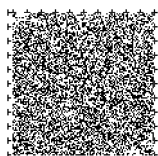
## エ こどもサポートネットの対象ケース数の推移

こどもサポートネットの対象ケース数は、新型コロナウイルス感染拡大期に減少しましたが、その後は増加に転じ、従前の水準で推移しています。

こどもサポートネットの対象ケース数



資料：此花区役所作成資料



## 2 これまでの地域福祉計画に基づく取組結果

### (1) これまでの地域福祉計画の概要

令和元年度から、令和4年度の間見直しを挟んで、令和7年度末までを計画期間とする現在の地域福祉計画においては、基本目標として「みんなで支え合う地域づくり」「地域での支え合いのネットワークの拡充」の2つを基本目標として掲げ、各種の具体施策を掲げてきました。

特に、令和4年度に行った中間見直しにおいては、計画の実施状況や社会情勢への変化への対応として、事項を追加し、さらなる充実を図りました。

### (2) これまでの取組結果

現在の地域福祉計画においては、基本目標について、目指す状態と目指す状態を数値化した指標を設定していました。

目指す状態を数値化した指標及び各年度の実績数値は、下表のとおりです。

これまで、地域福祉計画に基づき、各種の取組を行ってきました。特に、地域における見守りの強化については、重点的に取り組んできたところです。

しかしながら、区民アンケートにおいて、「高齢者や障がい者等について、十分な見守りが行われていると感じる」と回答した区民の割合は、高い年度でも31.0%であり、概ね20数%にとどまっています。

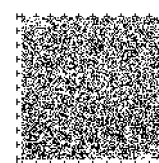
この要因としては、詳細に分析し、検証を行うことは困難ですが、次のようなことが推測されます。

見守りの各施策に関する認知度や、見守りが必要な人の把握、アプローチが十分ではなく、潜在的な見守りの需要を実際の見守り活動につなげられていない、あるいは、見守り内容が需要を満たしていない、といったことが考えられます。

また、その背景の一つには、地域における見守り活動の担い手側の要因として、これまで活動してきた方の高年齢化や、一方で定年年齢の延長による就労期間の拡大により、担い手の確保が難しくなっていることなどが考えられます。

一方、支援を受ける側の要因としては、人と人とのつながりの希薄化や価値観の多様化などを背景に、見守りそのものを拒否するような事例やいわゆるセルフネグレクトといった事例も散見されます。

こうした要因とは別に、何よりも、見守りを必要としている人やアンケートに回答した区民にとって、行政や関係機関が取り組む見守り活動等に



ついて、具体的にこういった取組を行っているのか、あるいは、どのように取り組んでいるのか、等に関する情報が、届いていない可能性も考えられます。

そうしたことから、今後、地域における見守り活動の担い手の確保に、これまでも増して戦略的に取り組むとともに、見守り活動に関する情報発信を工夫することにより「見える化」することで、支援を必要とする方が自ら支援を求めることを可能にするとともに、支援を拒否する事例については、関係機関が連携して取り組んでいけるよう情報共有の強化を図ります。

なお、区民アンケートを指標の目標達成の判断材料として用いることは、大阪市情報公開審査会答申第 536 号（令和 6 年 12 月 20 日付）における指摘等を踏まえ、本市として、「区民の代表性を有しているかのような誤解を招く恐れがあり、運営方針のアウトカム測定に用いることは望ましくない」（令和 7 年 2 月 5 日付市政改革室長通知）との考え方が示されています。

ただし、見守り活動に係る認知度や満足度等に関するニーズ調査等は、今後の施策の展開を決定するうえで不可欠と考えられるため、対象者と設問を絞って、アンケート等を実施することとします。

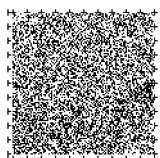
現在の地域福祉計画において、目指す状態を数値化した指標及び各年度の実績数値は、次のとおりです。

【目指す状態を数値化した指標】

(ア) 此花区民アンケートで、「高齢者や障がい者等について、地域から十分な見守りが行われていると感じる（どちらかといえば感じるとの回答を含む）」と回答した割合：

目標 50%以上（肯定的割合を含む）

|                                                                | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高齢者や障がい者等について、地域から十分な見守りが行われていると感じる（どちらかといえば感じるとの回答を含む）と回答した割合 | 25.4% | 29.2% | 30.7% | 27.5% | 31.0% | 24.7% |





(1) 重大な虐待件数：目標 0 件

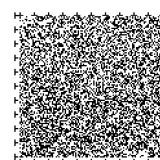
|         | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|---------|---------|---------|
| 重大な虐待事案 | 0 件     | 0 件     | 0 件     |

(3) 取組や現状等を踏まえた今後の課題

新たな地域福祉計画の策定の検討に資するため、令和 7 年 8 月から 11 月にかけて、区内 10 地域を訪問し、地域の福祉課題や福祉活動における課題・困りごと等に関する対話（「地域対話」）を実施しました。

地域対話を通じて得た各地域の課題認識や、これまでの地域福祉計画に基づく取組結果、現状、今後の見通し等を踏まえると、此花区の地域福祉においては、主に、次のような課題が考えられます。

- ・見守り活動をはじめとする地域福祉活動の担い手の確保、育成
- ・見守り施策や「気にかける地域づくり」を含む行政施策や相談支援機関、地域資源等に関する「伝わる」情報発信
- ・単身高齢者、特に男性高齢者の、地域活動への参加の促進
- ・「このはな地域見守りタイ」事業における地域福祉課題の「アンテナ役」「つなぎ役」の強化・拡充
- ・災害発生時に備えた避難行動要支援者に係る個別避難計画の整備促進と平時からの顔の見える関係づくり
- ・重大な虐待事案の防止、不登校児やヤングケアラーへの支援
- ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行等を踏まえた「新しい認知症観」の普及・啓発



MEMO

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

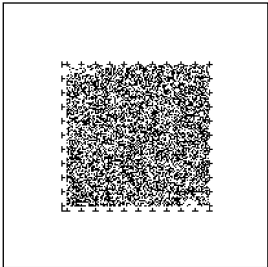
-----

-----

-----

-----

-----



# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進

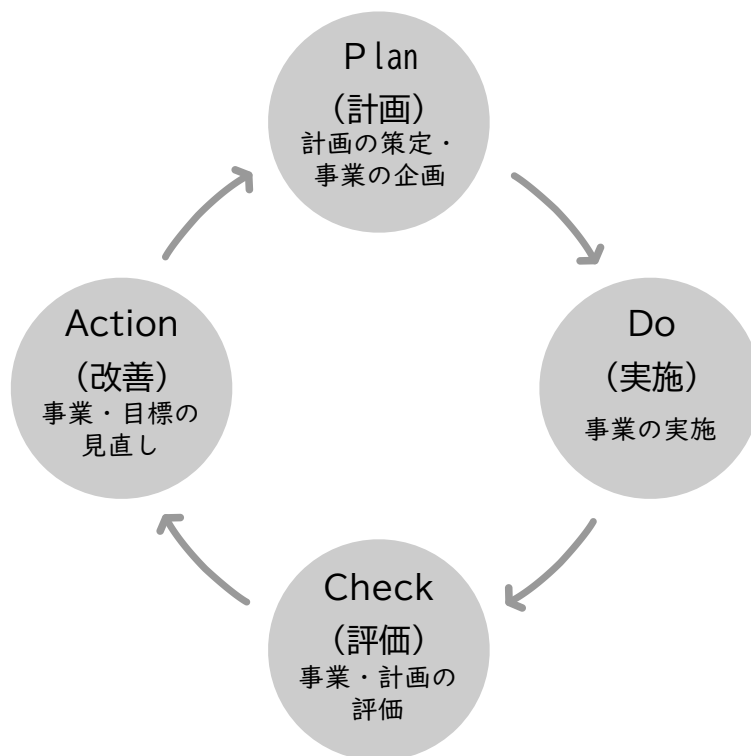
此花区では、毎年、区政会議での議論を踏まえ「施策の選択と集中」の全体像を示す運営方針を策定しています。

地域福祉計画の推進を図るため、この運営方針に地域福祉計画における施策展開を盛り込み、「気につけ、声を掛け合い、支え合い、誰もが安心して安全に暮らせる街づくり」をめざした施策への反映に努めます。

本計画を、より実効性のあるものとするためには、施策の効果等を検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直していくことが重要です。

区政会議において、この計画に基づく取組状況を報告するとともに、PDCAサイクルに基づき、各施策について点検や評価を行い、効果的な計画となるように努めていきます。

また、計画期間の中間年である令和10年度には、取組状況や時代背景等を踏まえ、時宜にかなった計画となるよう、中間見直しを行うこととします。



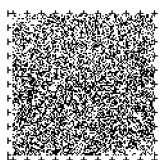
## 2 主な取組内容及び取組の指標

第2章で示した施策の展開については、次の表のとおり、指標及び目標を定め、取組を進めます。

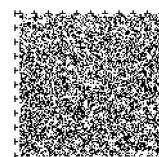
各年度において、取組状況の見える化及び検証を行うとともに、令和10年度に予定している中間見直しでは、取り巻く状況の変化とともに、各取組における目標達成の状況等も勘案し、計画の最適化を図ります。

### 施策目標Ⅰ 気をかけ、支え合う地域づくり

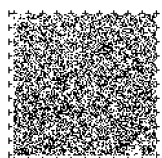
| 事項・指標                                           | 令和9年度目標                                        | 令和12年度目標                | 備考 |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------|----|
| Ⅰ（Ⅰ）地域福祉活動への参加の促進                               |                                                |                         |    |
| 重ア「つながり」の大切さへの理解の促進                             |                                                |                         |    |
| 区広報紙やLINE等のSNSを活用した広報活動                         | 区広報紙 1回/年<br>LINE等 1回/月                        | 区広報紙 1回/年<br>LINE等 1回/月 |    |
| Ⅱ 気にかける地域づくりの推進                                 |                                                |                         |    |
| 「気にかける」地域づくりの取組について区広報紙に掲載                      | 広報紙 1回以上/年                                     | 広報紙 2回以上/年              |    |
| ウ 子育て支援情報の提供・発信                                 |                                                |                         |    |
| 子育て情報が必要な人に毎月届くよう、情報誌の発行、イベント情報の発信、区役所LINE登録の推進 | ・子育て情報誌 12回/年<br>・イベントの発信<br>・イベント時でのLINE登録の推進 | 継続実施し、周知を深める。           |    |
| エ 障がい者スポーツの推進                                   |                                                |                         |    |
| 風船バレーの練習会の開催                                    | 1回以上/月<br>参加者 20名以上/回                          | 1回以上/月<br>参加者 20名以上/回   |    |
| 障がい者スポーツ体験会の開催                                  | 1回/年<br>参加者 20名以上/回                            | 1回/年<br>参加者 20名以上/回     |    |



| 事項・指標                                                                  | 令和 9 年度目標                     | 令和 12 年度目標                    | 備考 |
|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----|
| パネル展示の実施                                                               | 1 回/年                         | 1 回/年                         |    |
| Ⅰ (2) 地域における見守り活動の充実                                                   |                               |                               |    |
| 重ア 「このはな地域見守りタイ」事業の推進と事業再構築の実施                                         |                               |                               |    |
| ボランティアの新規登録者数の増                                                        | ボランティアの登録者数<br>+ 10 名/年       | ボランティアの登録者数<br>+ 10 名/年       |    |
| Ⅱ 地域における要援護者の見守りネットワークの推進                                              |                               |                               |    |
| 「要援護者名簿」同意確認書類の回答率の増                                                   | 同意確認書類の回答率<br>70%以上           | 同意確認書類の回答率<br>75%以上           |    |
| 「見守りカード」や事業周知チラシ、HP などに ICT ツールを活用した相談受付フォーム (QR コード) への掲載による、新規相談件数の増 | ICT ツールを活用した新規相談件数<br>2 件以上/年 | ICT ツールを活用した新規相談件数<br>5 件以上/年 |    |
| Ⅰ (3) 「居場所」づくりへの支援                                                     |                               |                               |    |
| ア サロン等の地域での交流促進                                                        |                               |                               |    |
| 子育て教育⑧番窓口や乳幼児健診時などでの情報提供の強化による子育てサロンなどの参加者の増                           | 子育てサロン参加者<br>令和 7 年度比 5 % 増   | 子育てサロン参加者<br>令和 7 年度比 10 % 増  |    |
| 高齢者食事サービスの制度を周知し、新規参加者数の増加を図るため、区広報紙と区ホームページに事業の概要等を掲載                 | 各 1 回/年                       | 各 1 回/年                       |    |

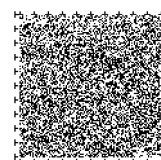


| 事項・指標                                                                                   | 令和 9 年度目標            | 令和 12 年度目標                     | 備考 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------|----|
| イ 生活支援コーディネーターによる新たな集いの場づくり等への支援                                                        |                      |                                |    |
| ・ ミニライトモルック等の貸出を通じた新たな居場所づくり<br>・ ノルディックウォーキング等のサークル立ち上げ                                | 1 か所<br><br>区域で 1 団体 | 2 か所以上<br><br>安定した活動ができるよう継続支援 |    |
| ・ 住民との話し合いの場『地域のあれこれ話しましょう』の開催                                                          | 1 回/年                | 2 回/年                          |    |
| ウ こどもの居場所づくりの推進                                                                         |                      |                                |    |
| 此花区こどもの居場所連絡会を通じた定期的な居場所運営者への情報発信の実施                                                    | 毎月の居場所運営者への情報発信の継続   | 毎月の居場所運営者への情報発信の継続             |    |
| I (4) 災害時における要援護者への支援                                                                   |                      |                                |    |
| 地域や団体を対象に、防災訓練や研修を実施し、自主防災組織が災害発生時に救護活動、避難所の開設、避難行動要支援者支援などの対応を的確に行えるよう体制の整備と運営能力の向上の支援 | 30～40 回/年            | 30～40 回/年                      |    |
| 平時から防災訓練や研修等を通じた取組に、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等の参加の促進                                          | 5 回/年                | 10 回/年                         |    |
| 同意があった者にかかる個別避難計画作成                                                                     | 作成率 100%             | 作成率 100%                       |    |
| (5) 地域における平時からのつながりづくり                                                                  |                      |                                |    |
| 平時より援助を必要とする人等が記載された災害時要支援者名簿を作成し消防署と共有                                                 | 2 回/年                | 2 回/年                          |    |

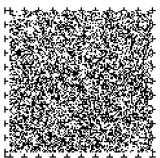


施策目標 2 必要な人に必要な施策が届く相談支援の体制づくり

| 事項・指標                                                      | 令和 9 年度目標                                  | 令和 12 年度目標                                 | 備考 |
|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|----|
| 2 (1) 関係機関との連携による支援の推進と情報発信の充実                             |                                            |                                            |    |
| ア 区社会福祉協議会との連携による地域福祉活動の推進                                 |                                            |                                            |    |
| 連携協定に基づく協議の実施                                              | 2 回/年                                      | 4 回/年                                      |    |
| イ 区地域自立支援協議会を通じた関係機関との連携                                   |                                            |                                            |    |
| 相談支援事業所部会                                                  | 12 回/年                                     | 12 回/年                                     |    |
| 居宅介護事業所部会                                                  | 4 回/年                                      | 4 回/年                                      |    |
| こども部会                                                      | 10 回/年                                     | 10 回/年                                     |    |
| 相談員部会                                                      | 3 回/年                                      | 3 回/年                                      |    |
| グループホーム部会                                                  | 6 回/年                                      | 6 回/年                                      |    |
| 日中事業所部会                                                    | 6 回/年                                      | 6 回/年                                      |    |
| 部会を越えた共通の課題の取組                                             | 1 回/年                                      | 1 回/年                                      |    |
| ウ 総合的な相談支援体制の推進                                            |                                            |                                            |    |
| 「総合的な支援調整の場（つながる場）」会議の推進、職員向け研修会の実施、関係機関向け説明・周知の実施         | 研修会 1 回/年<br>つながる場会議 6 回/年<br>関係機関説明 6 回/年 | 研修会 1 回/年<br>つながる場会議 6 回/年<br>関係機関説明 6 回/年 |    |
| エ 教育と福祉をつなぐこどもサポートネットの推進                                   |                                            |                                            |    |
| 学校との結びつきを強化し、SSW（スクールソーシャルワーカー）及びこどもサポートネット推進員による支援の好転率の向上 | 好転率 5%以上                                   | 好転率 10%以上                                  |    |

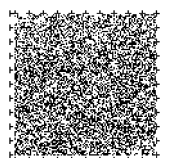


| 事項・指標                                 | 令和９年度目標                                    | 令和１２年度目標                 | 備考 |
|---------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------|----|
| オ 「子育てサロン応援」事業                        |                                            |                          |    |
| 後方支援による子育てサロン運営者の安心感向上により、子育てサロン参加者の増 | 子育てサロン参加者<br>令和７年度比５％増                     | 子育てサロン参加者<br>令和７年度比１０％増  |    |
| カ 児童虐待の防止（こども家庭センターの運営）               |                                            |                          |    |
| こども家庭センターの支援者数の向上                     | サポートプラン作成者数<br>５件以上                        | サポートプラン作成者数<br>１０件以上     |    |
| キ 不登校児の支援                             |                                            |                          |    |
| すまいるルーム参加者の好転率の向上                     | 好転率 ３％以上                                   | 好転率 ５％以上                 |    |
| ク ヤングケアラーへの支援                         |                                            |                          |    |
| ヤングケアラーに関する啓発の定期的な実施                  | 学校への発信を実施<br>１回/年                          | 学校への発信と区役所で<br>の掲示 各１回/年 |    |
| ケ 困難な問題を抱える女性への支援                     |                                            |                          |    |
| 女性支援に対する情報支援の啓発を実施                    | 女性相談先の定期的な窓口掲示<br><br>区内施設の女性トイレに啓発カード等を設置 | 継続実施し、周知を深める。            |    |
| コ 権利擁護のための施策の推進                       |                                            |                          |    |
| 意思決定支援や成年後見制度に関する情報発信                 | チラシの作成やホームページへの掲載                          | 継続実施し、周知を深める。            |    |



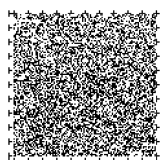


| 事項・指標                           | 令和 9 年度目標                                              | 令和 12 年度目標        | 備考 |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------|-------------------|----|
| <b>重</b> サ 必要な人に必要な情報が届く情報発信の推進 |                                                        |                   |    |
| 「伝わる」情報発信                       | 各施策・取組において、対象者に応じて、広報紙、SNS、動画配信など様々な媒体を使い分けるなどの創意工夫を行う | 継続実施し、さらに工夫を重ねる。  |    |
| <b>重</b> 2（2）「新しい認知症観」の普及促進     |                                                        |                   |    |
| 区民向け啓発イベントの開催                   | 2 回/年                                                  | 5 回/年             |    |
| 認知症サポーターの養成                     | 新規修了者数<br>220 名/年                                      | 新規修了者数<br>240 名/年 |    |
| オレンジパートナー企業・団体数の拡充              | 令和 7 年度末比 10%増                                         | 令和 7 年度末比 25%増    |    |



施策目標 3 未来を支える「生きる力」をはぐくむ体制づくり

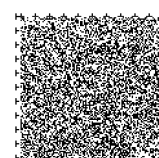
| 事項・指標                                              | 令和 9 年度目標                                             | 令和 12 年度目標                                            | 備考 |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----|
| <b>重</b> 3 (1) 考える力の向上                             |                                                       |                                                       |    |
| 継続的なクイズ問題の配信による地域への浸透                              | クイズ配信の継続<br><br>12 回/年<br><br>イベントのリピート率<br><br>10%以上 | クイズを地域全体に定着させ年一回のクイズ大会を開催                             |    |
| 3 (2) 自己肯定感のはぐくみ促進                                 |                                                       |                                                       |    |
| ア 体験の充実                                            |                                                       |                                                       |    |
| 学校ごとの体験格差をなくす<br>取組と体験内容を精査し、学校での取組が難しい体験イベントを区で実施 | 学校ごとの体験学習の実施を年 5 回以上                                  | 学校ごと格差なく年 5 回以上は体験授業を実施継続<br><br>年 1 回以上の区での体験イベントの実施 |    |
| イ 周囲の声掛け促進                                         |                                                       |                                                       |    |
| 見守りヒントなどの定期配信の継続                                   | 12 回/年                                                | 12 回/年                                                |    |
| ウ 安心できる場の確保                                        |                                                       |                                                       |    |
| 居場所の周知徹底と新規参加者の取り込み                                | 居場所活動・イベントの LINE での発信                                 | 子ども・子育てプラザなどへ新規参加者が参加しやすい企画の支援                        |    |



## 第6章 参考資料

### 1 ふくし丸ごと KONOHA プラン（第2期此花区地域福祉計画）策定までの経過

| 年 月 日                   | 会 議 等                             | 内 容                                                                                                                |
|-------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年<br>8月5日            | 此花区区政会議（第1回）                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期此花区地域福祉計画の策定に向けた検討を行うための部会の設置を報告</li> <li>・地域福祉計画検討部会の委員募集を説明</li> </ul> |
| 8月～11月                  | 計画策定に係る地域対話（10地域）                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期此花区地域福祉計画の策定に向けて各地域の課題・困りごと等に関する対話を実施</li> </ul>                         |
| 11月5日                   | 此花区区政会議 地域福祉計画検討部会（第1回）           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会長の選出</li> <li>・次期此花区地域福祉計画について意見交換</li> </ul>                            |
| 11月19日                  | 此花区区政会議 地域福祉計画検討部会（第2回）           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期此花区地域福祉計画について意見交換</li> </ul>                                             |
| 12月3日                   | 此花区区政会議 地域福祉計画検討部会（第3回）           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期此花区地域福祉計画について意見交換</li> </ul>                                             |
| 12月16日                  | 此花区区政会議（第2回）                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・此花区区政会議地域福祉計画検討部会での議論を報告</li> <li>・パブリック・コメント手続きの説明</li> </ul>             |
| 令和8年<br>1月20日～<br>2月20日 | パブリック・コメント手続きの実施                  |                                                                                                                    |
| 3月27日                   | パブリック・コメント手続きの結果の公表               |                                                                                                                    |
| 3月                      | ふくし丸ごと KONOHA プラン（第2期此花区地域福祉計画）策定 |                                                                                                                    |



## 2 此花区区政会議地域福祉計画検討部会委員

(敬称略)

区政会議委員（五十音順）

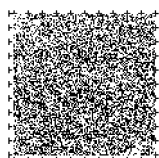
| 氏名     | 区政会議の選出団体         | 備考       |
|--------|-------------------|----------|
| 石橋 洋一  | 梅香地域活動協議会         | 地域福祉分野   |
| 浦野 英男  | 此花区地域振興会          | 地域福祉分野   |
| 太田 安造  | 此花区身体障害者連合会       | 障がい者支援分野 |
| 大原 孝一  | 此花区商店会連盟          | 地域福祉分野   |
| 佐藤 是人  | 西九条地域活動協議会        | 地域福祉分野   |
| 竹本 民子  | 此花区地域振興会          | 地域福祉分野   |
| 中村 安津美 | 大阪市スポーツ推進委員此花区協議会 | 地域福祉分野   |
| 藤田 俊夫  | 此花区老人クラブ連合会       | 高齢者支援分野  |
| 松原 幾代  | 此花区母と子の共励会        | 子育て支援分野  |
| 水谷 敢   | 島屋地域活動協議会         | 地域福祉分野   |
| 和田 洋一  | 此花区PTA協議会         | 子育て支援分野  |

区政会議外委員（順不同）

| 氏名     | 団体                | 備考       |
|--------|-------------------|----------|
| 岩井 政人  | 此花区社会福祉協議会        | 地域福祉分野   |
| 角林 佳代子 | 此花区民生委員児童委員協議会    | 地域福祉分野   |
| 佐竹 義明  | 此花地区保護司会          | 地域福祉分野   |
| 川口 加奈子 | 此花区社会福祉協議会        | 地域福祉分野   |
| 東野 香津美 | 此花区地域包括支援センター     | 高齢者支援分野  |
| 北 裕充   | 此花区南西部地域包括支援センター  | 高齢者支援分野  |
| 沼守 紀之  | 此花区障がい者基幹相談支援センター | 障がい者支援分野 |
| 堀江 祥子  | 此花区子ども・子育てプラザ     | 子育て支援分野  |

(学識経験者)

| 氏名    | 所属・職名                             |
|-------|-----------------------------------|
| 武田 卓也 | 学校法人薫英学園 大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 教授 |



### 3 パブリック・コメント手続きの実施結果

- 1 意見受付期間 令和8年1月20日（火曜日）から令和8年2月20日（金曜日）まで
- 2 意見の提出方法 送付、ファックス、電子メール、窓口
- 3 公表資料の閲覧・配架場所
  - ・大阪市此花区役所保健福祉課（福祉）1階7番窓口
  - ・大阪市此花区社会福祉協議会1階
  - ・市民情報プラザ（大阪市役所1階）
  - ・大阪市ホームページ

#### 4 意見の集計結果

- ・ 受付通数 3通（意見総数 9件）
- ・ 受付方法内訳

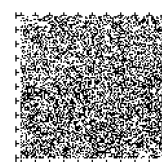
| 種 別   | 送 付 | ファックス | 電子メール | 窓口 |
|-------|-----|-------|-------|----|
| 通数（通） | 0   | 0     | 1     | 2  |

#### 5 意見の内訳

| 意見箇所                          |  | 意見件数（件） |
|-------------------------------|--|---------|
| 第1章 計画の基本的な考え方 1 基本理念         |  | 4       |
| 第2章 施策の展開 施策目標1               |  |         |
| (2) イ 地域における要援護者の見守りネットワークの推進 |  | 1       |
| (3) ア サロン等の地域での交流促進           |  | 1       |
| (3) ウ こどもの居場所づくりの推進           |  | 2       |
| 第2章 施策の展開 施策目標2               |  |         |
| (1) サ 必要な人に必要な情報が届く情報発信の推進    |  | 1       |
| 計                             |  | 9       |

### 4 区役所担当職員

| 氏 名   | 補 職                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 花田 佳幸 | 此花区役所保健福祉課長                                           |
| 福崎 順子 | 此花区役所子育て教育担当課長<br>兼教育委員会事務局総務部此花区教育担当課長               |
| 福崎 武志 | 此花区役所保健福祉課長代理                                         |
| 和田 栄治 | 此花区役所保健福祉課子育て教育担当課長代理<br>兼教育委員会事務局総務部教育政策課此花区教育担当課長代理 |
| 山崎 映世 | 此花区役所保健福祉課担当係長（福祉）                                    |



# ふくし丸ごと KONO HANA プラン (第2期此花区地域福祉計画)

令和8年3月

---

此花区役所 保健福祉課 (福祉担当)

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1-8-4

電話番号 : 06-6466-9857      ファクシミリ : 06-6462-2942

電子メールアドレス : [td0013@city.osaka.lg.jp](mailto:td0013@city.osaka.lg.jp)

